

平成27年(受)第1831号 求償金等請求事件最判平成27年2月17日 第三小法廷判決

文責：若林茂雄

最高裁は、平成27年2月17日、受託保証人による事前求償権を被保全債権とする仮差押えについて、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有すると判示した。

本事案は、借主の銀行に対する借入金債務について借主の委託により保証をした信用保証協会が、借主と信用保証協会との間の保証委託契約に基づく事前求償権を被保全債権として借主の所有不動産を仮差押えした後に、借主の借入金債務を代位弁済したことにより借主に対して事後求償権を取得したが、事後求償権を取得してから約16年が経過後に、借主に対して事後求償権の履行を求めた、という事案である。(信用保証協会は、借主及び同人の求償債務の連帯保証人を共同被告とし、事前求償権の請求も選択的に併合しているが、連帯保証人に対する請求及び事前求償権の請求については割愛する。)

借主は、事後求償権の請求に対して、消滅時効が完成しているとして争い、本件の争点は、事前求償権を被保全債権とする仮差押えが事後求償権の消滅時効の中断事由に該当するかという点である。

最高裁は、次のように判示して借主の上告を棄却し、信用保証協会の請求を認めた原判決を是認した。

[判決要旨]

事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有するものと解するのが相当である。

事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。

また、上記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法459条1項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならぬとするのは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でない。

上記のとおり、本判決は、受託保証人の事前求償権と事後求償権とが別個の権利であることを前提としながら、①前者が後者を確保するために認められたという両権利の関係から、前者を被保全債権とする仮差押えが後者の権利行使と同等と評価できること、及び、②受託保証人が当該仮差押えをした場合に代位弁済等をした後に改めて消滅時効中断措置を要求することが当事者の合理的な意思、期待に反することを理由として、前者を被保全債権とする仮差押えが後者の消滅時効をも中断する効力を有するとした。

受託保証人の事前求償権と事後求償権について、最高裁は、両権利の発生要件が異なり、事前求償権について、事後求償権にない抗弁が付着し、消滅原因が規定されていることを理由として、両者が別個の権利で法的性質も異なるとしている（最判昭和60年2月12日、民集39-1-89）。

他方、最高裁は、数量的に可分な債権の一部についてのみ判決を求める明示的一部請求訴訟による債権の消滅時効の中断について、請求対象である一部についてのみ消滅時効中断の効力が生ずるとし、残部については権利行使の意思が継続的に表示されているとはいえない特段の事情のない限り裁判上の催告としての消滅時効中断の効力が生ずるとしている（前半部分について、最判昭和34年2月20日、民集13-2-209、後半部分について、最判平成25年6月6日、民集67-5-1208）。

このように、一つの権利である債権のうち訴訟物となっている部分についてのみ裁判上の請求としての消滅時効中断の効力が認められていることからすれば、請求と並ぶ時効中断事由である仮差押えに関しても、事前求償権を被保全債権とする仮差押えがあったからといって、事前求償権とは別個の権利である事後求償権について消滅時効中断の効力は生じないとする考えもあり得るであろう。

ところで、事前求償権が事後求償権を確保するために認められた権利であるという両権利の關係に類似する事態として、原因債権の支払のために約束手形が授受された当事者間における手形債権と原因債権を考慮することができるであろう。このような手形授受の当事者間においては、手形債権は原因債権と法律上別個の債権であっても、経済的に同一の給付を目的とし、原因債権の支払の手段として機能し併存するものにすぎないと解されるからである。

そして、手形債権と原因債権の時効中断について、最高裁は、債務の支払のために約束手形が振出交付された当事者間における手形金請求の訴えは、原因債権の消滅時効を中断する効力を有すると判示しており（最判昭和62年10月16日、民集41-7-1497）、同様の当事者間で民法174条ノ2によって手形債権の時効期間が延長されたときは、それに応じて原因債権の消滅時効期間も延長されると判示している（最判昭和53年1月23日、民集32-1-1）。それらの判例では、本判決と同様に、債権者の通常の期待が理由の一つとして挙げられており、本判決はこれらの判例の流れに沿う判例と位置付けることができよう。

事前求償権を被保全債権とする仮差押えについて、その後を取得された事後求償権の消滅時効中断の効力を認めた本判決の理由と結論は妥当と評価でき、支持されると思われる。

なお、本判決の原審判決である大阪高判平成24年5月24日、金融法務事情1981-112は、その理由中で、仮差押命令が被保全債権と請求の基礎を同一にするものであれば被保全債権と異なる債権についてもその実現を保全する効力を有すると判示した最判平成24年2月23日、民集66-3-1163について言及し、事前求償権と事後求償権は請求の基礎を同一にするので前者を被保全債権とする仮差押命令に基づく消滅時効中断の効力が後者にも及ぶと解するのが相当と判示している。本判決はこの点について触れるところがないが、仮差押命令の効力の側から事後求償権の消滅時効中断事由になることを理由づける考えを否定するものではないであろう。

本件に関連して、債務者の承認による事前求償権の時効中断があった場合に、事後求償権の時効中断の効力を有するか、という問題が考えられる。もとより本判決は何も述べるところはないが、筆者としては肯定的に考えている。

以上